

# 学校週5日制について

## 【趣旨等】

学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに生活体験、社会体験や自然体験など様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を育むことが趣旨。

アメリカ、イギリス、フィンランドの欧米諸国や中国、マレーシア、シンガポールのアジア諸国などほとんどの国で学校週5日制が主流。(週6日制の国は韓国やイタリアの一部などのみ)

## 1 これまでの経緯

- 昭和61年4月 臨時教育審議会(第2次答申)において提言
- 平成2年4月 調査研究協力校(68校)における学校週5日制の試行開始
- 平成4年9月 月1回の学校週5日制実施
- 平成7年4月 月2回の学校週5日制実施
- 平成14年4月 完全学校週5日制実施

## 2 関係規定

学校教育法施行規則(抄)

第四十七条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日の関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日